

**第4回**  
**九頭竜川水系足羽川ダム**  
**事業費等監理委員会資料**

— 足羽川ダム建設事業—

平成23年9月

足羽川ダム工事事務所

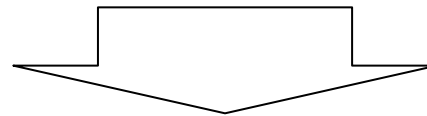
## 平成23年度 河川局関係予算配分方針

河川局関係予算全体について、必要性・事業効果等を勘案し、優先順位付けを徹底すると共に、行政刷新会議の指摘事項等も踏まえて、さらなる効率化・見直しを進める。

### 5. ダム建設

検証の対象としたダム事業のうち、平成23年度も引き続き検証を継続する事業については、平成22年度予算と同様に、基本的に、用地買収、生活再建工事、転流工工事、本体工事の各段階に新たに入らず、地元住民の生活設計等への支障を配慮した上で、必要最小限の予算を計上する。

平成23年度河川局関係予算配分方針(平成23年4月)より抜粋



平成23年度の足羽川ダム建設事業にかかる予算は、河川局関係予算配分方針を受け、5.25億円となった。

# 平成23年度 第1回事業評価監視委員会

## 平成23年度 第1回事業評価監視委員会（平成23年7月28日開催）

足羽川ダム建設事業は、検証に係る検討を実施中であるが、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成23年4月1日）」に基づき、近畿地方整備局事業評価監視委員会において、「検証終了までの間の事業の対応方針（案）」について、平成23年7月28日に審議された。

### はじめに

検証対象として区分しているダム事業については、平成22年9月28日に定められた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って検証中であり、同細目において、検証終了までの間に実施要領※第3の1(4)「再評価実施後一定期間が経過している事業」は、実施要領及び従前の細目※に基づき当該事業の再評価を行うものとされています。

足羽川ダム建設事業は、検証対象ダムであり、平成22年9月28日に定められた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って、平成22年12月2日に「足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し検討を行っています。

現在、検証に係る検討を行っているところですが、前回の再評価が平成19年度であり、実施要領に規定されている「再評価実施後に3年間が経過している事業」に該当することから、今回、実施要領及び従前の細目に基づき当該事業の再評価を行い、「検証終了までの間の事業の対応方針（案）」についてご意見を伺うものです。

このため検討の場での検討状況は含めず、現在の事業内容（河川整備計画策定時に検討した内容）を基に事業再評価を行っています。

今後は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の評価軸に基づく検証の検討内容を踏まえ作成した対応方針の原案について、改めて本事業評価監視委員会で「事業の継続または中止の方針」についてご意見をお聴きした上で、対応方針（案）を決定し、国土交通大臣に報告することとしています。

※1 実施要領：国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（H23.4）最終改定

※2 従前の細目：河川及びダム事業の再評価実施要領細目（H22.4）最終改定

## 平成23年度 第1回事業評価監視委員会

今回の事業評価監視委員会では、「ダム事業の検証に係る検討を行っているところであるが、今回の事業再評価の結果としては、新たな段階に入らず、現在の段階(調査・地元説明段階)を継続することが妥当と考える」とした対応方針(原案)について説明し、事業評価監視委員会から、「説明資料及び説明内容の範囲内において、対応方針(原案)のとおり妥当」と判断された。

### 7. 対応方針(原案)

#### (1)事業の必要性等に関する視点

- ・平成17年から平成22年にかけて、冠水の恐れがある区域を含む市町村の総人口は-0.8%減、総世帯数は+3.8%増で社会情勢に大きな変化はありません。
- ・本事業の費用対効果(B/C)は事業全体で1.3、種事業で1.8です。
- ・平成23年3月時点の事業進捗率は約15%です。(事業費ベース)

#### (2)事業の進捗の見込みに関する視点

- ・検証の結果を得るまでは新たな段階に入らず、現段階「調査・地元説明」を継続することとしています。
- ・「足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討内容を踏まえ、対応方針(案)を国土交通大臣に報告する際には、改めて近畿地方整備局事業評価監視委員会で「事業の継続または中止の方針」についてご意見をお聴きします。

#### (3)コスト削減や代替案等の可能性の視点

- ・従来の考え方に基づき行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的な影響等の観点から、足羽川ダム建設が最適となっていますが、現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、代替案の比較検討を行っています。

足羽川ダム建設事業については、ダム事業の検証対象ダムとして、現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の評価軸に基づく検討を行っているところですが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果としては、新たな段階に入らず、現在の段階(調査・地元説明段階)を継続することが妥当と考えます。

今後は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の評価軸に基づく検証の検討内容を踏まえ作成した対応方針(原案)について、改めて本事業評価監視委員会で「事業の継続または中止の方針」についてご意見をお聴きした上で、対応方針(案)を決定し、国土交通大臣に報告することとしています。

### ダム事業の検証に係るこれまでの経緯

1. 平成21年10月9日に国土交通大臣が、「平成21年度におけるダム事業の進め方について」コメントを発表した。要点は下記のとおり。
  - ・国及び水資源機構が実施しているダム事業については、平成21年度内に、①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らない。
2. 平成21年12月25日の平成22年度政府予算案決定時に、国土交通大臣が、「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方について」を発表した。
  - ・足羽川ダムは検証対象ダムとなった。
  - ・検証対象ダムは、平成22年度予算案において、①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らず、現段階を継続する必要最小限の予算案とすることとなった。
3. 平成21年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設置された。
  - ・平成22年9月27日の第12回会議において、「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ」が示された。
4. 「中間とりまとめ」を踏まえ、平成22年9月28日に国土交通大臣より近畿地方整備局長に、足羽川ダム建設事業の検証に係る検討の指示があった。また、同日付けで、検討の具体的手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の通知があった。
5. 平成22年12月2日に「足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置した。
  - ・平成22年12月10日に第1回幹事会を開催した。
  - ・平成23年8月25日に第2回幹事会を開催した。

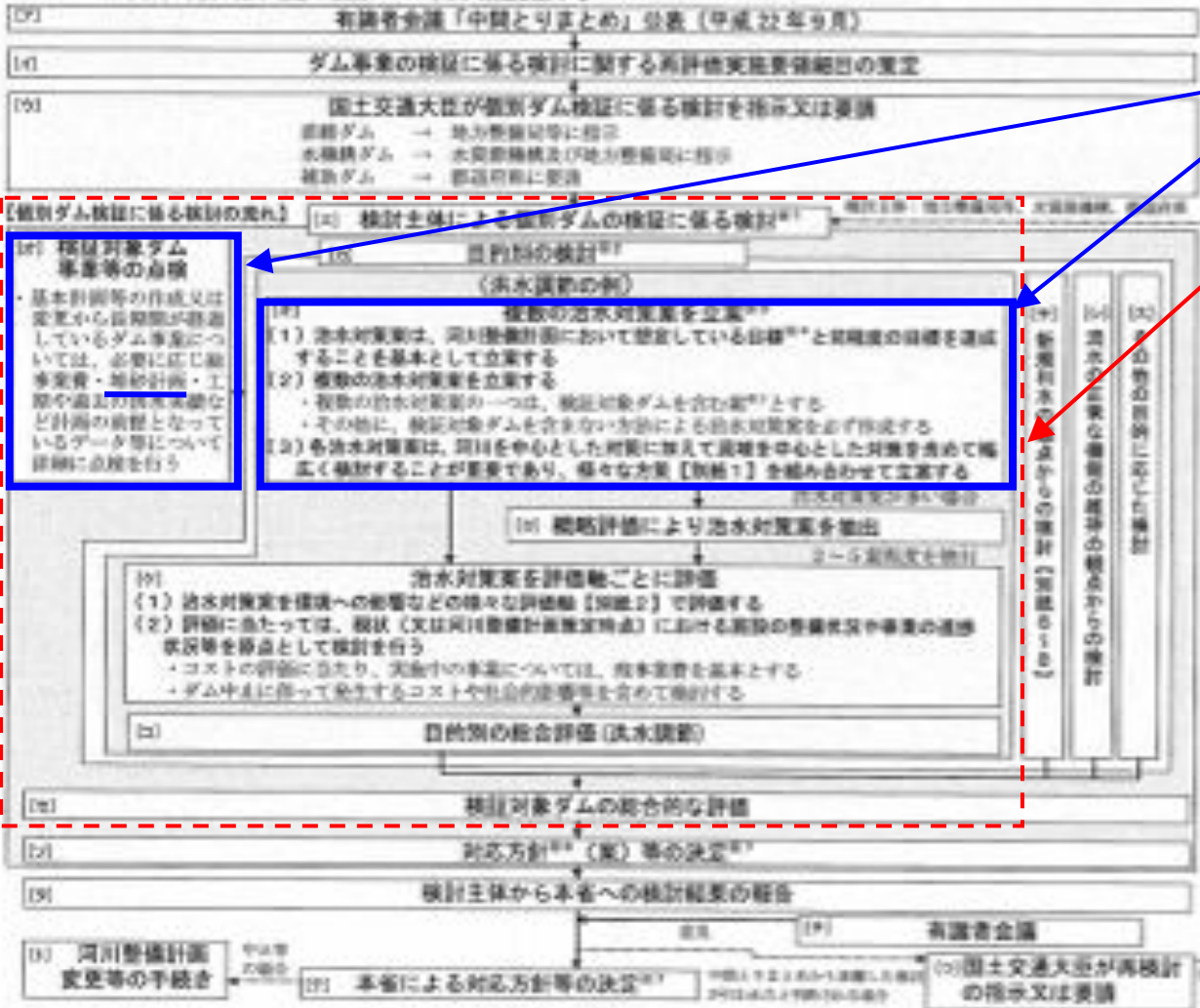
# 「個別ダムの検証の進め方等」について

## 個別ダム検証の進め方等

参考資料 4

●個別ダムの検証は、下記のような流れで行うこととしてどうか  
※なお、今後の治水理念の構築については、別途検討する

第1回幹事会(治水計画の策定)の議事録  
当該河川の治水計画の進捗状況



第2回幹事会で説明し、見解を頂いた内容

検討の場で検討主体が構成員に説明し、見解を頂く内容

106 目的別の検討(治水調節)

・基本計画等の作成又は策定から長期間が経過しているダム事業については、必要に応じて事業費・実施計画・工費や治水の治水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う

107 治水調節の検討

107 (1) 治水対策案は、河川整備計画において想定している仕様<sup>※1</sup>と同程度の信頼を達成することを基本として立案する

107 (2) 複数の治水対策案を立案する

・複数の治水対策案の一つは、検証対象ダムを含む<sup>※2</sup>とする

・その他に、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を必ず作成する

107 (3) 治水対策案は、河川を中心とした河川に於いて流域を中心とした対策を考へて幅広く検討することが重要であり、様々な方案【候補1】を組み合わせて立案する

【検証の進め方のポイント】

検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の公平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2(河川整備計画)等に基づいて③を行う進め方で検討を行う。

① 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設け、相互の立場を理解しつつ、検討内容の信頼性を高める<sup>※3</sup>

② 検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設けるなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う

③ 学識経験者等、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利権者の意見を聴く

検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)を決定する<sup>※4</sup>。

※1 検証に当たっては、河川及び河川の水質(河川の水質・水量・土砂等の状況、河川周辺の状況、河川周辺の状況、河川の治水計画、治水計画)、河川整備計画(治水計画、治水計画)について整理しておくことが重要である。

※2 目的別の検討に当たっては、必要に応じて、河川に於ける治水計画を踏まえ検討することが重要である。

※3 河川整備計画は当該河川整備計画を基として策定するものとしてあり、検証対象ダムを含む河川に於ける治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している仕様と同程度の信頼を達成するために、河川ダムに於ける治水対策案を立案する必要があることを基本とする。

※4 一般利権のうち治水と関係が深い利権については、河川整備計画又は河川整備計画が「治水」計画としてある場合が多い。

※5 河川整備計画が策定されている河川に於いては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない河川に於いては、河川整備計画に準ずる範囲内で実施する。

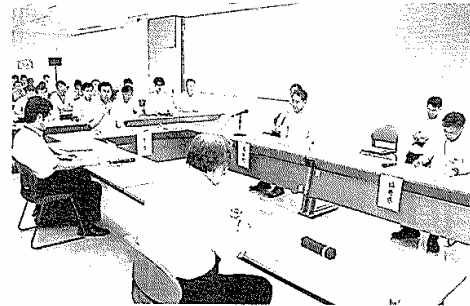
# 「足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の検討状況

## 「検討の場(第2回幹事会)」の開催 (平成23年8月25日開催)

平成23年8月25日に開催した第2回幹事会では、足羽川ダム事業の点検(堆砂計画)、治水対策案の検討(複数の治水対策案の立案)について説明し、討議を実施

### ○主な意見

- ・ダムによって地元の状況が異なる。補償基準提示直前に検証となった足羽川ダム独自の実情も踏まえ早く検証を進めてほしい。
- ・地元は補償基準妥結前に検証が始まり検証終了が明らかになっておらず心配している。検証終了時期を明確にして早く進めてほしい。
- ・無駄な検討時間を費やすことがないように、利水容量の買い取り等に事前に関係者に意見聴取することなど効率的に進めてほしい。
- ・意見聴取、会議等の日程調整を踏まえるとさらに延びる。高齢化が進む住民からすると耐え難い状況になっている。
- ・流域対策は不確定要素があり難しいのでは。実現性をよく考えて期待的要素を入れずに検証を進めてほしい。



足羽川ダム検証幹事会

### 8ヵ月ぶり会合

## 治水代替策25案提示

### 県、市町迅速作業訴え

国土交通省近畿地方整備局は25日、国置野の足羽川ダム(池田町)建設の是非を検証する「検討の場」の第2回幹事会を福井市の福井河川国置事務所で開いた。ダム建設の必要性をコスト面などで比較検証する治水代替策として、河道掘削や堤防かさ上げなどの対策案を提示した。会合は昨年12月以来約8カ月ぶりの開催で検証が長引いており、県と福井市町は作業を急ぐよう訴えたが、国交省は結論を出す時期を定まらなかった。

は、洪水時に堆積する土砂量の最大値を50万立方メートルとする現計画の妥当性を確認した。意見交換後の西山幸治土木部長は「議論再開まで(1)なるが月と開きわたる時間を経て、全体のスケジュール感を示してほしい」と求めた。25案の中には、九頭竜川水系の既設ダムの利水容量を買い上げて治水対策に回すといった案も含まれている。

会合には国置備局と福井河川の掘削・堤防・池田町、坂井市、池田町の土木課長らが出席した。国交省は「国交省は結論を出す時期を定まらなかった」と述べた。福井河川の掘削・堤防・池田町の土木課長は「国交省は結論を出す時期を定まらなかった」と述べた。福井河川の掘削・堤防・池田町の土木課長は「国交省は結論を出す時期を定まらなかった」と述べた。

福井新聞(平成23年8月26日)より

# これまでの事業費等監理委員会における指摘事項

## 第1回(平成20年度)

- ◆本委員会では事業の進捗に応じ適切な内容とタイミングで審議する。
- ◆工事用道路の活用、本体・分水施設のゲート構造など、管理も念頭に置き施設整備を実施する。
- ◆ダム洪水調節地の伐採計画など、流水型ダムの特性を考慮して事業を実施する。
- ◆付替道路などは十分な地質調査を実施し、整備を進める。
- ◆建設発生土についてはコストへの影響が大きいため入念な監理を行う。
- ◆骨材調達方法については原石山のみでなく他の方法も検討する。
- ◆地域整備についても適切に対応する必要がある。
- ◆環境などの価値の定量化について試みていただきたい。

## 第2回(平成21年度)

- ◆将来の維持管理を念頭に、工事に伴う仮設構造物の有効活用の可能性を検討する。  
【例】 ・ダム本体施工に伴う上流仮締切を流木止めとして活用  
・工事用道路を管理用アクセス道路として活用 など
- ◆水海川導水トンネルの掘削ズリ及び水海川砂防堰堤の堆積土砂をダム本体の骨材として使用する場合は、ダム本体工程を勘案して水海川導水トンネル工程を調整する必要がある。
- ◆ダム洪水調節地内の地すべりの可能性について入念な調査が必要である。
- ◆建設発生土処理場は跡地利用も考慮して施工する必要がある。

## 第3回(平成22年度)

- ◆今まで行ってきた地質調査や環境調査などの結果を用いて、ダム軸や付け替え道路の位置・工法などを再検討し、コスト縮減・工程短縮の可能性を探るべく、検証期間の時間を活用するべきである。
- ◆ダム検証期間中にあっても、地元住民との信頼関係を維持していくことが重要である。
- ◆地元住民は高齢者がほとんどであることから、ダム検証作業を早期に完了する必要がある。
- ◆池田町民に対し、ダム事業に伴う諸施設が具体的にイメージできるような事業説明を行っていく必要がある。

## 対応方針

- ◆第3回事業費等監理委員会意見を踏まえて、検証に係る検討が早期に完了するよう進捗に努める。
- ◆検証の結果、事業継続となった場合には、これまでの事業費等監理委員会の指摘事項を踏まえ、適切に対応する。



# 九頭竜川水系足羽川ダム事業費等監理委員会規約

(名称)

## 第1条

本会は、「九頭竜川水系足羽川ダム事業費等監理委員会」（以下「委員会」という）と称する。

(設置)

## 第2条

委員会は、近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所長（以下「事務所長」という）が設置する。

(目的)

## 第3条

委員会は、足羽川ダム建設事業について、一層の事業費・工程監理の充実に  
図るため、事業の進捗に即してコスト縮減・工期短縮の見地から意見を述べるとともに、縮減策の効果や事業の実施状況等について確認することを目的とする。

(委員会)

## 第4条

- 1) 委員会の委員は、別紙-1のとおりとし、事務所長が委嘱する。
- 2) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3) 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4) 委員長は会務を掌理する。
- 5) 委員長は、委員会を招集し、開催する。
- 6) 委員会は、委員総数の2/3以上の出席をもって成立するものとする。

(委員会の公開)

## 第5条

委員会は非公開とするが、その結果については公表する。

(事務局)

## 第6条

委員会の事務局は、近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所に置く。

(開催時期)

第7条

委員会の開催は原則年1回(年度当初)開催とするが、必要に応じて随時開催する。

(雑則)

第8条

- 1) 事務所長は、委員会と協議の上、必要に応じ臨時委員を加えることができる。
- 2) 事務所長は、委員会と協議の上、必要に応じワーキンググループを設置することができる。
- 3) この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成20年8月27日から施行する。

この規約は、平成21年6月30日から施行する。

この規約は、平成22年7月6日から施行する。

この規約は、平成23年9月29日から施行する。

別紙－1

九頭竜川水系足羽川ダム事業費等監理委員会 委員名簿

氏 名	所 属
安部 友則	土木研究所 水工研究グループ グループ長
荒井 克彦	福井大学 名誉教授
角 哲也	京都大学防災研究所 水資源環境研究センター 教授

\* 50音順